

(広報資料)

歴史的建築物の
保存活用をさらに推進!

令和元年8月8日
京都市
都市計画局

〔担当 建築指導部建築指導課
電話 222-3620〕

《本事業は、宿泊税を活用しています。》

建築基準法適用除外制度に係る専門家向け実践講習会の開催について ～設計者が京町家の保存・活用のポイントを語ります～

本市では、景観的、文化的に価値を有する建築物に対して、建築基準法の適用を除外し、本市独自の安全性等を確保する仕組みを適用する「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」により、歴史的建築物の保存及び活用を推進しています。

この度、建築基準法適用除外制度に係る専門家向け実践講習会(計3回)を下記のとおり開催しますので、お知らせします。設計者の生の声を聞くことができ、制度を活用した事例の現地見学ができる貴重な機会ですので、京町家等の伝統的な木造建築物の改修等に携わっている方や、今後、建築物の景観的、文化的な価値を活かした設計に取り組んでいきたいとお考えの方は、是非、御参加ください。併せて、包括同意基準^{*1}拡充の取組(木製防火雨戸の研究開発^{*2})について概要説明を行います。

記

1 第1回 「長江家住宅 主屋北棟」

- (1) 日時：令和元年8月27日(火)
【午後1時の部】午後1時～午後2時30分
【午後3時の部】午後3時～午後4時30分
- (2) 会場：長江家住宅
(下京区新町通綾小路下る船鉾町394番)
- (3) 定員：各部20名
- (4) 講師：古賀 芳智氏(株式会社KOGA建築設計室)
- (5) 内容：

「意匠設計者が語る保存活用のポイント／講師」

「包括同意基準拡充の取組(木製防火雨戸の研究開発)／京都市」

- (6) 活用概要：
江戸末期築の京町家を活用するため、旅館に用途変更するとともに、水回りの増築と併せて改変以前の姿に戻す復原工事を実施した。(包括同意基準の活用事例第1号)



長江家住宅外観(右側が主屋北棟)

※1 包括同意基準とは、京都市長が建築基準法適用除外指定を行うに当たり、建築審査会の個別の審議を経ることなく同意を得て処分を行うことが可能となる基準のことをいい、標準的な規模の京町家に係る手続の簡素化等を目的に、平成29年4月1日から施行しています。

※2 包括同意基準拡充を目的に、京町家の意匠に合い、かつ延焼防止性能を兼ね備えた木製防火雨戸を研究開発し、平成31年4月1日、包括同意基準で本仕様を位置付けるよう、改正を行いました。

2 第2回 「旧牧野眼科医院」

- (1) 日 時：令和元年9月27日（金）
【午後1時の部】午後1時～午後2時30分
【午後3時の部】午後3時～午後4時30分
- (2) 会 場：旧牧野眼科医院
（上京区中立売通堀川西入役人町235番2他）
- (3) 定 員：各部20名
- (4) 講 師：松井 薫氏（住まいの工房）
足立 成美氏（株式会社アルファ建築設計構造事務所）
- (5) 内 容：
「意匠，構造設計者が語る保存活用のポイント／講師」
「包括同意基準拡充の取組（木製防火雨戸の研究開発）／京都市」
- (6) 活用概要：
医院であった明治期築の京町家を活用するため，旅館及び飲食店に用途変更するとともに，増築等及び間取りの変更を実施した。



旧牧野眼科医院外観

3 第3回 「旧美濃幸」

- (1) 日 時：令和元年10月3日（木）
午後6時30分～午後8時
 - (2) 会 場：ひと・まち交流館 京都 ワークショップルーム2
（下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番1）
 - (3) 定 員：40名
 - (4) 講 師：魚谷 繁礼氏（株式会社魚谷繁礼建築研究所）
満田 衛資氏（株式会社満田衛資構造計画研究所）
 - (5) 内 容：
「意匠，構造設計者が語る保存活用のポイント／講師」
「包括同意基準拡充の取組（木製防火雨戸の研究開発）／京都市」
 - (6) 活用概要：
料亭であった大正後期築の数寄屋風の木造建築物を活用するため，旅館に用途変更するとともに，増築及び修繕を実施した。
- ※ 「旧美濃幸」については，現地見学はございません。



4 申込方法・参加費

メール又はFAXによりお申込みください。お申込みされる際は，申し込まれる講座，氏名（ふりがな），住所，電話番号，メールアドレス，所属の御記入をお願いします。
申込締切：令和元年8月22日（木）午後5時まで
参加費：無料

5 申込先・問合せ先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番 分庁舎2階
京都市都市計画局建築指導部建築指導課（歴史的建築物保存活用係）

電話：075-222-3620 FAX：075-212-3657

メール：kenchiku-sidou@city.kyoto.lg.jp

※ 申し込み後，参加できなくなった場合は，上記問合せ先まで御連絡ください。

※ 応募者多数の場合は，抽選としますが，これまでの本制度に係る講習会等に参加されていない方を優先させていただきますので御了承ください。

※ 会場までは，公共交通機関を御利用ください。